

# 一般社団法人 日本 BGM 協会 認定 BGM コーディネーター資格 規約

本規約は、一般社団法人日本 BGM 協会(以下「当協会」という)が行う BGM コーディネーター資格について、当協会と BGM コーディネーター資格認定を受ける者(以下「受講者」という)・資格認定を受けた者(以下「資格者」という)との間の契約条件を規定する。

## 第 1 条 (資格認定制度の目的)

BGM 業界を取り巻く環境は、音・音楽の普及、技術の進歩により BGM サービスの多様化が進み、法令に基づく適正な権利処理や健全で効果的な運用を図るためのコンサルティングの重要性が高まっている。この変化を鑑み当協会は BGM サービスにおける専門的立場から、BGM に関わる法令や音響学的特性、音・音楽の持つ心理学的作用などの専門的な知識を有する人材の育成とその資質を称するための制度整備が急務と考え研修会の開催、また一定の能力を担保するための統一的な認定基準の策定および資格認定を行い、もって適正な BGM サービスの更なる普及を促進することを目的として本制度を設ける。

## 第 2 条 (認定する資格の種類)

当協会に加入する会社(以下「会員社」という)の社員を対象に研修会と資格試験を実施し、その合格者に、「一般社団法人日本 BGM 協会認定 BGM コーディネーター」(以下「BGM コーディネーター」という)の呼称を与える。

## 第 3 条 (研修会および資格試験の受講資格)

受講者の受講資格は、次の通りとする。

1. 会員社の社員であり、2 年以上の経験を有する者。
2. 前項にかかわらず、当協会 BGM コーディネーター資格委員会に於いて、適切と認められた者。

## 第 4 条 (研修会および資格試験の申込み)

1. 受講、受験を希望する者は自社の協会代表を介して、当協会があらかじめ用意した研修会および資格試験申込書(以下「申込書」という)に必要事項を記入の上、決められた期限内に、当協会事務局へ申込みすることとする。
2. また、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する者は、研修会および資格試験の申込みを行うことができない。
  - (1) 受講者が、自らの所属する会員社の許諾を得ていない場合
  - (2) 受講者が、研修会の講座内容を適正に理解できない可能性がある、と、当協会が判断した場合
  - (3) その他、BGM コーディネーターとしての適性に欠けると、当協会が判断した場合

## 第 5 条 (研修会および資格試験の申込み承諾)

当協会は、受講者から提出された申込書の内容を精査し、申込みに問題がないと判断した場合に、当該会員社の協会代表に対し申込みが承諾された旨を通知するものとする。

#### 第6条（研修会および資格試験に関わる料金等）

1. 受講者は、研修会および資格試験の当日、当協会が掲示する受講料金（研修会資料代、講師代、研修会中の食事代、資格試験に関わる実費など）を支払うものとする。
2. 受講者は、申込みの承諾がなされた後に、受講をキャンセルした場合、当該研修会および資格試験に関する実費を負担するものとする。

#### 第7条（BGMコーディネーター資格の認定の条件）

1. BGMコーディネーター資格は、当協会の主催する研修会のすべてのカリキュラムを適切に終了し、資格試験に於いて別途定める基準を満たす成績を取り、かつ、BGMコーディネーターとして適正と当協会が認めた場合に認定する。
2. 前項で認定した者に対し、当協会からBGMコーディネーターの認定証を発行する。
3. 当協会ホームページの会員ページ（一般非公開）で、資格者の氏名・会員社を開示するものとする。

#### 第8条（遵守事項及び確認事項）

受講者は、研修会の受講および資格試験の受験、または資格の保持にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受講者は、研修会の講座内容および資格試験の内容、または資格者に対し当協会が提供する情報について、BGMの正しい普及および社会的貢献事業のみに使用するものとし、BGMコーディネーターという資格の趣旨を超えての使用は禁止する。
- (2) 研修会の講座内容および資格試験の内容、または資格者に対し当協会が提供する情報について、いかなる方法においても第三者に対して、頒布、販売、譲渡、修正、使用許諾等を行うことはできないものとする。
- (3) 研修会の講座内容および資格試験の内容について写真撮影、録音、録画を行うことはできないものとする。
- (4) 当協会および講師等の指示に従うこと。また、他の受講者の迷惑になるような行為、言動等は禁止とする。
- (5) 講座内容が理解できなかった又は理解しづらい部分があったとしても、当協会及び講師等は一切の責任を負わないものとする。
- (6) 研修会の講座内容および資格試験の内容、または資格者に対し当協会が提供する情報について、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等に関して、当協会及び講師等は一切の責任を負わないものとする。また、当協会は研修会の講座内容および資格試験の内容、または資格者に対し当協会が提供する情報について、事業の執行における成果を何ら保障するものではない。
- (7) 資格者は当協会が決めたBGMコーディネーターのロゴを自己の名刺等に使用することができる。ただし、使用においては所定の手続きにより事務局に申請しなければならない。
- (8) 当協会は、毎年1回会員社に対し資格者が社員として在籍しているかの確認を行う。
- (9) 資格者は、当協会の活動目的を理解し、協会の事業運営に対し、積極的な協力をするよう努めなければならない。

## 第9条（BGM コーディネーター資格の中断・取消）

1. 資格者が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、当協会は事前に通知することなく、直ちに本契約を解除し、BGM コーディネーター資格を停止、又は将来に向かって取り消すことができるものとする。
  - (1) 申込書において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
  - (2) 資格者が所属する会員社において破産、民事再生その他倒産手続きの申立があった場合。
  - (3) 不正な手段で資格試験に合格した場合。
  - (4) 本規約又は法令に違反した場合。
  - (5) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合。
  - (6) 当協会の事業活動を妨害する等により、当協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合。
  - (7) 当協会に所属する会員社が当協会を退会した場合。
  - (8) 所属する会員社を退職した場合。
  - (9) 当協会との利害が対立していると、当協会が判断した場合。
  - (10) その他、本制度の趣旨に馴染まない資格の運用、またはBGM コーディネーターとして不適切と当協会が判断した場合。
2. 前項の事由に該当する場合、研修会および資格試験に関わる料金について、返金は行わないものとする。

## 第10条（研修会および資格試験の中止・中断及び変更）

1. 当協会は、研修会および資格試験の運営上やむを得ない場合は、当協会の判断のみにて研修会および資格試験を中止・中断・変更できるものとし、その際には速やかに受講者に通知ものとする。
2. 前項の中止・中断の場合には、当協会は研修会および資格試験の中止・中断後10営業日以内に、研修会および試験に関わる料金の返金又は一部返金を行う。但し、当協会の責任は支払済の研修会および試験に関わる料金の返金に限られるものとし、その他一切の責任は負わないものとする。

## 第11条（著作物等）

研修会および資格試験において受領したテキスト等の著作物（以下「本著作物等」という）に関する著作権及びその他知的財産権は当協会に帰属し、当協会の事前承諾を得ずに、これらを侵害する次の各号に定める行為を禁止する。

- (1) 本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為。
- (2) 本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為。
- (3) 私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等して第三者に配布する行為。
- (4) その他、本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為。

## 第12条（秘密保持）

受講者は、研修会の講座内容および資格試験の内容において、当協会によって開示された技術上、営業上その他事業の情報（講座内におけるノウハウ等を含むがそれらに限られない）並びに他の受講者より開示されたプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁止する。

2. 前項は、資格者となった後についても同様とする。

## 第13条（損害賠償）

1. 受講者または資格者が本制度に起因又は関連して当協会に損害を与えた場合、受講者または資格者は一切の損害を補償するものとする。
2. 研修会の講座内容および資格試験の内容に起因して又は関連して、受講者と他の受講者、その他の第三者との間で紛争が発生した場合、受講者は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当協会に生じた一切の損害を補償するものとする。
3. 当協会は、資格発行後に、資格者がBGMコーディネーターとして執り行う一切の業務について、そこで発生した事故、損害に対し、一切関与しないものとする。当協会が責任および損害賠償を負うことは無いものとする。

## 第14条（管轄裁判所）

本契約を巡る一切の紛争は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第15条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

付則 本規約は平成27年12月1日より実施するものとする。

一般社団法人 日本BGM協会  
運営：BGMコーディネーター資格委員会